

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第一節 戦後労働組合の發展過程

一、労働組合の急激な發展とその背景

わが国の労働運動は歴史的にみても先進諸国に非常に立遅れていたが、更に過去における政策的な労働組合運動の抑圧によつてその發達が甚だしく阻止されていた。ことに今次大戦中は、いわゆる産報運動によつて全くの自立性が奪われ、その暗黒時代を責らした。

しかるに、終戦を契機として司令部は「日本における労働立法および労働政策に関する勧告」において明示せるごとく、労働運動の成長と労働に関する権利と保護の確立こそが民主日本に先決的な一般手続きの一環をなすに至り、ここに自主的労働組合結成の急速な氣運が高まり、敗戦直後の混迷、虚脱状態におかれた勤労階級の自主的で活潑な労働運動が展開された。

そして、このような労働運動はその後、インフレの進展による實質賃金の絶えざる切下げに、飢餓的な生活の脅威という切実な經濟的要求を背景として一層熾烈な形をもつて飛躍的な發展を辿ることとなつた。

しかして戦後における労働組合發展の跡をみると、組合が最も急速に發展したのは、劃期的な労働組合法の施行された二一年上半期で、この半々年間に現組合員の約五割が組織された。その後組合員数の増加は遅減したが、なお順調な増加を辿り、大体二三年六月頃で一應組合組織化が行きわたつた。

かくして、二三年末には組合数三万六千組合員数六七〇万人に達し、その雇用労働者に対する組織率は五割強という高率を示している。

今、これを戦前(昭和一一年)一この年が過去の最高であり、組合数九七三、組合員数四二万人であつた一に比較すると、組合数で三七倍、組合員数で一六倍という飛躍的な發展を辿つている。

この間、これら労働組合は地域別乃至産業別の連合團體によつて結集し、二一年八月には日本労働組合総同盟、全日本産業別労働組合會議が相ついで結成され、続いて一〇月に日本労働組合會議が結成された。

年次別労働組合数及び組合員数

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第一節 戦後労働組合の發展過程

二、労働組合の現状

労働組合の現状について総括的に把握し得る最も新しい資料としては、二三年六月に労働者が行つた労働組合基本調査の結果があるので、これを中心として概述することにする。

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第一節 戦後労働組合の發展過程

二、労働組合の現状

1 単位労働組合

同基本調査によれば、昭和二五年六月末日現在の組合級数は三三、九〇〇組合、組合員数は六、五三三、九五四人で昭和二二年一月末日現在と比較すると組合数五、八八七組合、組合員数二六五、五二二人の増加である。増加率は組合数は二一・〇%組合員数は四・二%で組合数の増加率の方が組合員数より遥かに高くなっている。その結果一組合当り平均組合員数は一、九三人で二二年一月末日平均組合員数二二四人より、三一人の減少を示しており、これは努力組合の組織される事業所が漸次小規模のものへ移行してきたことを示し、大規模の事業場の労働者の組織化が既にほぼ行きわたつたことを裏書きしている。次ぎに組合員数を性別に見ると総組合員数六、五三三、九五四人の内男子五、〇二六、九三七人女子一、五〇七、〇一七人である。男女の割合は男子一〇〇人に対して女子三〇人の割合である。女子の占める割合を産業別に見ると、金融業四三・三%、自由業三八・五%、サービス業三五・三%、製造工業二九・一八%、商業二三・四%、農業二三・二%、公務及団体二三・一%、其の他の産業一六・六%、運輸通信業一四・七%、鉱業一三・一二%、林業一〇・三%、ガス電気水道業九・三%、水産業七・四%、建設工業五・〇%の順である。更に製造工業について見ると筆頭は紡織工業の七四・〇%、次いで其の他の工業の二六・五%、食料品工業の三三・〇%が多い。このような女子労働者の組織状況は戦後の産業別雇用者人口の男女別割合に照應するが、金融業、自由業、サービス業等の近代的職業部門への女子労働者の進出と、その組織化を通じて女子の経済的進出並びに労働組合運動への役割の増大が注目されねばならぬ。次ぎにこれを産業別にみると、組合数、組合員数を通じて、製造工業、公務及団体、運輸通信業、自由業、鉱業等がその主要な地位を占め、これらの業種は何れも五〇万人以上の組合員数を擁し、これらで全労働組合員数の八割強を占め、戦後の労働組合運動の中核体をなしている。すなわち組合数では製造工業が第一位を占め、一三、一九〇組合(組合総数の一二八・三%)、次いで公務及団体五・九二八組合(一七・五%)、運輸通信業の四、三一二組合(二・七%)、自由業の二、八八二組合(八・五%)建設工業一、八五四組合(五・五%)が主なものである。

また組合員数では製造工業二、一九九、七七八人(総組合員数の三三・七%)、運輸通信業一、二五一、二〇九人(一九・二%)、自由業六三五、八六三人(九・七%)、公務及団体六一、六三二人(九・四%)、鉱業五六六、五八七人(八・七%)となつている。しかして、更にこれを中分類別に検討すると、製造工業では機械器具工業、紡織工業、化学工業、金属工業等がその主たるもので、公務および団体は政府職員(公務員)運輸通信業では陸運業および通信業、自由業では教育関係、鉱業では石炭鉱業がそれぞれその主たる部分を構成している。

更に、その府縣別分布をみると、東京、大阪、愛知、兵庫、神奈川等の近代的工業の集中している府縣、並びに福岡、北海道のような石炭鉱業の中心地に労働組合の大部分が集中している。すなわち組合数の府縣別分布は東京三、二四六組合(総組合数の九・六%)が第一位を占め次いで北海道二、五六七(組合七・六%)、大阪一、八六一組合(五・九%)、福岡一、二二六組合(三・六%)、兵庫一、一六二組合(三・四%)、長野一、一〇五組合(三・三%)、愛知一、〇六六組合(三・一%)、神奈川一、〇六三組合(三・一%)以上が一千以上の組合が結成されている都道府縣である。組合員数の府縣別分布の第一位は東京にして八〇一、一八〇人(総組合員数の一二・一二%)であり、次いで福岡四七〇、三四一人(七・三%)大阪四二七、九七九人(六・六%)、北海道四〇一、三一九人(六・二%)、愛知三三七、三〇六人(五・二%)、兵庫三〇五、五九六人(四・七%)、神奈川二八二、八二八人(四・三%)が二五万人以上の組合員数を擁する都道府縣である。以上のような組合の現状において、全労働者数から、どの程度の組織率を示しているかという点、昭和二二年一〇月の国勢調査の雇用者と労働組合員数との比率を求めるとその組織率は五〇・五%となつており、これを産業別に見ると運輸通信業が最高で続いてガス電気水道業、鉱業、金融業、自由業の順となつており、これらは何れも八割以上の組織率を示している。これを具体的にいえば農業二・三%、林業二二・五%、水産業九・二%、鉱業八八・五%、建設工業五一・

二%,製造工業五三・〇%,ガス電気水道業八九・二%,商業二九・九%,金融業八四・七%,運輸通信業九一・五%,サービス業八・九%,自由業七九・五%,公務及団体四九・五%,其の他の産業三四・八%等となっている。なおこの比率は時期的ずれ,および調査対象の相異なるなどのため多少不正確な点もあるが,大体組織率はこれを以つて推知することが出来るであろう。

またこれを六月末現在の組合の結成年月別からみれば二一年の上半期に結成された組合が筆頭で組合総数の二七・七%を占め,次いで二三年上半期二〇・〇%,二二年上半期一八・九%,二二年下半期一七・一%,二一年下半期一三・七%,二〇年の二・五%の順である。

組合員数の割合はやはり二一年の上半期で第一位で組合員数総数の四二・三%次いで二二年上半期一六・七%,二一年下半年期一・一九%,二二年下半期一一・〇%,二三年上半期九・三%にして最下位は二〇年の八・九%である。このような組織状況の推移は,終戦直後の一年間において最も労働組合の結成が行われたことを示しており,二二年中に現在の組合の四割強組合員数の五割強がそれぞれ組織されている。なお二三年に入つても組合の結成が相当多数あるのは前述のごとく,中小規模の事業場に労働組合結成の重心が移行した結果に他ならぬ。

製造工業	運輸通信業	金融業	自由業	公務及団体	鉱業	建設工業	ガス電気水道業	
三三・七%	一九・二	二・九	九・七	九・四	八・七	七・三	二・六	組合員数比率
五五・一%	九一・五	八四・六	七九・五	四九・五	八八・五	五一・二	八九・二	推定組織率

これを規模別に組合数を見ると五〇人未満の組合が圧倒的に多く,一四,五五八組合で(組合総数の四二・九%)次いで五〇人以上一〇〇人未満六,六四二組合(九・六%),一〇〇人以上二〇〇人未満五,四六一組合(一六・一%)二〇〇人以上五〇〇人未満四,四五二組合(一三・一%)五〇〇人以上,一〇〇〇人未満一,六八七組合(五・〇%)一,〇〇〇人以上一,一〇〇組合(三・三%)の順で規模が大きくなる程組合数は減少している。

組合員数は組合数とは略逆で一,〇〇〇人以上の組合が二,三五四,一一一人(総組合員の三・六%)にして第一位を占め次いで二〇〇人以上五〇〇人未満が一,三九八,八六〇人(二一・四%),五〇〇人以上一,〇〇〇人未満が一,一七七,一六九人(一八・〇%),一〇〇人以上二〇〇人未満の七七一,五四九人(一一・八%),五〇人以上一〇〇人未満四六,九四二人(七・二%),五〇人未満が三六二,八四三人(五・六%)の順である。

組織別組合結成状況は企業別組織,産業別組織,職業別組織,其の他の組織の四区分に分けて見ると,企業別組織が圧倒的で全組合数の九〇・五%全組合員数の八四・一%を占めている。産業別組織は組合数三・八%組合員数の五・五%で僅少であるが比較的建設工業製造工業の紡織工業及び製材及び木製品工業,自由業のうち教育に多い。

職業別組織は組合数の四・三%,組合員数の七・六%で産業別組織よりやや高く自由業の教育に顕著であり,尚職業の性質上建設工業がこれに次いでいる。其他の組織は甚だ僅少であつて組合数の一・四%組合員数の二・九%である。

次に組合を構成している構成員の種別について見ると職員と労務者と一緒になつて結成しているものが圧倒的に多く組合数においては五八・九%組合員数においては六二・六%である。

次いで職員のみで結成している組合は組合数の二七・一%、組合員数の二一・八%であり、又労務者のみで組織している組合は組合数の一三・九%、組合員数の一五・五%である。産業別にみると職員のみで組織している組合は「公務及び団体」及び自由業に顕著であり労務者のみで組織している組合は機械器具工業に比較的多い。

労働協約締結状況は労働協約を締結している組合は一、二、四八四組合で総組合数の三六・八%、組合員数は三、一五二、八〇六人で総組合員数の四八・三%を占めている。

労働協約を締結している組合の総数に対する百分率が組合数より組合員数の方が大である点は小規模の組合程労働協約の締結されている組合が少ないということを示している。産業別にみると締結率の高いのは鉱業、製造工業である。又これを府県別に見ると神奈川、石川、山口、東京、大阪の都府県が比較的高い。現在有効である協約を締結年別に見ると組合数は二三年上半期が、四、八〇三組合(総組合数の一四・二%)、二二年下半期、三、一九七組合(九・四%)、二二年上半期二、四六四組合(七・三%)、二一年下学期一、三一七組合(三・九%)、二一年上学期六一二組合(一・八%)、二〇年九一組合(〇・三%)で現在尚二〇年締結の有効協約も存在する。

経営協議会を有する組合は一五、〇〇五組合で総組合数の四四・三%である。経営協議会の二三年上半期の開催回数は計六三、一二七五回にして一組合平均西・二四である。産業別にみると製造工業の六、九〇八組合(経営協議会を有する総組合数の四六・〇%)、運輸通信業(一五・三%)、公務及団体(二・四%)、鉱業(六・五%)、自由業(六・二%)が主なものである。

府県別に見ると富山(総組合数の五八・八%)、東京(五五・六%)、三重(五五・五%)、福島(五五・一%)、福岡(五五・一%)が協議会を有する割合の多い都道府県で、熊本(二九・四%)、奈良(二九・〇%)、山形(二八・〇%)、福井(二七・七%)が比較的低く、最低は鹿児島(二六・六%)である。

組合費については六月一カ月の総組合費は約二三九、九七〇、〇〇〇円で組合員一人平均三六円七三銭である。二二年一二月一カ月分のそれと比べると二・二倍の増加である。組合費徴集方法についてみると天引徴集は一六、九七四組合で総組合数の五〇・〇%、組合員数の六一・三%を占めている。集金徴集の組合は組合数一六、二七七組合で総組合数の四八・〇%、組合員数三八・〇%で無徴集の組合は六四九組合(一・九%)、組合員数〇・七%僅少ではあるが今なお存在している。

組合費の徴集方法の規定を同額、同率、差等額、差等比率、不定の五区分にわけて見ると組合数及組合員数の両面から見て同額が圧倒的に多く同率、差等額、差等率、不定の順である。

六月分一カ月平均組合費は天引四一円八四銭集金二九・一六銭で天引の方が一二円六八銭高い。又徴集規定の区分より見ても天引の方が集金より各区分とも高率でこの点、二二年一二月の場合と同様である。産業別に一カ月の平均組合費を見ると、ガス電気水道業の六三円七〇銭で第一位を占め次いで鉱業五五円八五銭、運輸通信業四一円四一銭、商業の三九円五四銭、自由業三〇円三一銭が平均以上の産業である。

府県別にみると北海道五九円二〇銭が筆頭で次いで神奈川の五三円三三銭、福岡四九円八一銭、福島四七円八四銭、大分四七円二七銭、宮城四四円九五銭、青森四四円六一銭が組合費の比較的高い府県である。

各組合の実際平均組合費の分布状況は一〇円以上二〇円未満が七、九八八組合にして最も多く級組合数の二三・六%を占め、組合員数においては二〇円以上三〇円未満が一、一三五、二〇七人にして一七・三%が一番多い。

組合数と組合員数の分布状況を比較すると平均組合費の高額の方が組合数より組合員数の方が多いことは大規模、の組合程平均組合費が高いということをも物語っている。しかして組合専任役員を有する組合は三、六〇七組合で総組合数の一〇・六%であり組合専任職員を有する組合は三、三五四組合で総組合数の九・九%であつて略同数である。

専任役員の数は一、二七〇一人にして内給料を組合が負擔している数一、二七一で専任役員総数の一六・七%に当っている。

専任役員は専任事務・者を有する組合の組合員三,三〇九人に対して一人の割合である。

専任職員は一〇,二九八人で内給料を組合で負擔しているものは三,一八四人で総専任職員の三〇・九%に当る。

専任職員は専任職員を有している組合の組合員二七七人に対して一人の割合である。更に六月一ヵ月分の専任者一人当り平均給料及び平均旅費其の他を見ると平均給料については一専任職員四,一七九円,専任職員三,四二〇円にし平均旅費其の他については専任役員八七四円,専任職員三三六円になつている産業別に見て専任事務者を有する組合の割合の高いのは専任役員においてガス電気水道業(三七・七%),鉱業(三一・二・六%),運輸通信業(二〇・七%)が多く専任職員においてはガス電気水道業(三〇・八%),鉱業(二八・四%)其の他の産業(一八・五%),建設工業(一五・三%),運輸通信業(一三・六%)が比較的高い。

専任事務者を有する組合の組合員数と専任事務者との関係を見るとガス電気水道業が最も高く専任役員は組合員一三五人に対し一人専任職員は組合員一一〇人に対し一人の割合である。最低位は専任役員では公務及国体の組合員五七七人に対し一人,専任職員では建設工業の組合員四七三人に対し一人の割合である。

組合附帯事業としては協同組合,共済組合,労働学校,病院,会館の五つについて見ると共済組合が三,一九八(総組合数の五六・三%)で最も多く協同組合一,七四六(三〇・七%)が之に次ぎ病院三三二(五・九%)会館二六七(四七%)労働学校一三六(二・四%)の順である。

附帯事業を数別に見ると附帯事業を有しない組合が圧倒的に多く二九,一三二組合(総組合数の八五・九%)一つの組合が四,〇〇六組合(一一・八%)二つの組合が六四〇組合(一・九%)三つの組合が九八組合(〇・三%)で四つの組合が二一組合,五つの組合が三組合である。

また組合の事務所を有する組合は一一,九七四組合で総組合数の三五・三%でそのうち事務所費を組合が負擔している組合二,一七一組合使用者が負擔している組合が九,八〇三組合であり組合負擔と使用者負擔の割合は大約二対一の割合である。

産業大分類別に見て事務所を有する組合の割合が比較的高いのは鉱業(六三・三%)ガス電気水道業(五七・二%),運輸通信業(四四・五%)である。次に教育活動状況についていえば昭和二三年一月より同年六月末日までの教育活動状況を刊行物による教育,労働学校に出席した組合員数及び映画,幻燈,掲示板利用等について見ると概況は次のようである。

刊行物を通しての教育活動

刊行物は新聞,機関紙,壁新聞及び其の他の刊行物に区分して見ると新聞を發行している組合数は一,三二四組合で総単位組合数の三・九%に相当する組合が新聞を發行して組合活動についての情報機関としている。この發行部数は延三九七,〇二一部である。新聞の發行期間を日刊,週刊,旬刊,月刊,季刊,年刊,不定期の七区分に区分して見ると次の如くである。

不 定 期	年 刊	季 刊	月 刊	旬 刊	週 刊	日 刊	発 刊 の 時 期
一七八	六	一三	四七四	一八七	三九五	六九組合	組 合 数
一三・四	〇・四	〇・九	三五・八	一四・一	二九・八	五・二%	総 組 合 数 に 對 す る 割 合
三、二五〇	一〇五	四、三五三	一、八四〇、九三九	九〇、七二四	八二、六七五	三、八七四部	一 回 の 発 行 部 数
一七五、六	一七、六	三二、五	三八六、六	四八五、二	二〇九、三	五六、〇部	平 均 部 数

教育活動の一環として新聞を発行している組合を産業分類別に見ると製造工業五三九組合(製造工業の数に対して総組合四・一%)一一四、一一八部発行が組合数においても発行部数においても圧倒的に多くこのうち機械器具工業の一七八組合化学工業一二八組合が新聞を発行する組合も部数も多い。次が運輸通信業二九九組合(六・九%)六七、二六六部発行でこのうち陸運業一九八組合五三、七五三部数発行されている。第三位が公務及団体一二〇組合(二・〇%)三八、一五二部である。機関誌を教育活動に利用している組合は四、八五三組合(総組合数の一四・三%)発行部数は延一、二七一、〇五八部に挙つている。

機関誌を発行時期別にみると

不 定 期	年 刊	季 刊	月 刊	旬 刊	週 刊	日 刊	発行の時期
八 九 三	九 九	八 三 〇	二、 五 六 一	二 五 四	一 九 二	二 四 組 合	組 合 数
一 八 ・ 四	二 ・ 〇	一 七 ・ 一	五 二 ・ 七	五 ・ 二	三 ・ 九	〇 ・ 四 %	総 組 合 数 に 對 す る 割 合
一 五 〇、 五 九 九	一 七、 五 八 六	一 五 八、 七 五 一	八 四 一、 九 三 八	八 四、 七 九 七	一 四、 六 一 六	二、 七 七 一 部	発 行 部 数
一 六 八、 六	一 七 七、 六	一 九 一、 三	三 二 八、 八	三 三 三、 八	七 六、 一	一 一 五、 五 部	一 組 合 一 回 平 均 発 行 部 数

機関誌を以て教育活動情報をはかつている状況を産業別に見ると製造工業においては二、二三三組合(製造工業の総組合数の一六・九%)発行部数六一六、四三八部が筆頭で機械器具工業の七四六組合、化学工業の四九三組合、金属工業の二六七組合、紡績工業の二五六組合が多い。

第二位は運輸通信業で九三〇組合(二一・六%)一五九、五〇五部の発行で次いで公務及団体五二九組合(八・九%)一〇三、九四一部発行が比較的多い産業である。

壁新聞

壁新聞を発行している組合数は一、二五五組合(総組合数の三・七%)で発行部数は六七、五七六部に挙つている。

壁新聞を発行時期別に見ると次の表のとおりである。

不 定 期	年 刊	季 刊	月 刊	旬 刊	週 刊	日 刊	発行 時期
五 三 七	五	一 六	二 三 一	一 四 八	二 九 六	二 二 組 合	組 合 数
四 二 ・ 七	〇 ・ 三	一 ・ 二	一 八 ・ 四	一 一 ・ 七	二 三 ・ 五	一 ・ 七 %	総 組 合 数 に 對 す る 割 合
二 〇、 七 五 三	一 九 九	九 四 八	一 八、 四 八 四	八、 二 七 二	一 八、 〇 四 二	八 七 八 部	発 行 部 数
三 八、 六	三 九、 八	五 九、 三	八 〇、 〇	五 五、 九	六 一、 〇	三 九、 九 部	一 回 平 均 発 行 部 数

壁新聞の発行状況を産業別に見ると製造工業が六五九組合(製造工業組合総数の四・九%)で発行部数は三〇、七〇四部であり、次位が運輸通信業の一九四組合(四・四%)一一、七八四部、公務及団体一一三組合(一・九%)一四、一五九部発行している。以上が組合数においても発行部数においても多い産業である。

昭和二三年一月より六月末までに組合員が労働学校に出席した組合は三、三四六組合で出席組合員数は三八、一四一人である。出席した組合員の多い産業を見ると、製造工業が二二、七五四人で一組合当り平均出席人員は一四人出席している。次が運輸通信業にして六、〇五四で一組合当り平均出席人員九人、自由業が二、八六〇人で一組合当り平均出席人員一四人であり公務及団体鉱業が出席人員一、〇〇〇人以上の産業である。また主要役職員、代議員選出の方法をみれば委員長、副委員長、書記長、代議員の選出方法を組合員全員が選出するか、委員によつて選挙されるか、又は、何れの機関であるかを問わず指名の方法に依るかの三分

に従つて分類すると九委員長にあつては以上の三区分に従つて選出する組合が三三,五一,六組合のうち全員選挙が八二・五%,委員による選挙が一五・七%,指名が一・八%で全員によつて選出される場合が圧倒的である。副委員長の場合は二九,四四九組合のうち全員選挙の方法による組合が七九・三%委員選挙方法による組合が一八・〇%指名による組合が二・七%で委員長の場合と同様である。書記長については,二一,五〇四組合のうち全員選挙は五八・七%委員選挙二三・四%指名によるものが一八・〇%で書記長の場合は委員長,副委員長に比べてやや委員選挙指名が多くなつている。代議員については代議員制度をとる組合が一六,四七九組合で全員選挙によるものが六九・〇%委員選挙によるものが二一・二%指令によるものが九・八%である。

組合総会及職場大会の状況は総会を開催期日と開催回数の両面からみると開催期日については二三年中に開催したものについて最も六月末に近い最後の開催期日別にみると六月に総会を開催したものが一〇,八六〇組合(総組合数の三五・七%)で五月開催八,一七四組合(二六・八%),四月開催六,九二四(二三・七%),三月開催二,六二〇組合(八・六%),二月開催一,〇六四組合(三・五%),一月開催八一九組合(二・七%)本年開催されなかつた組合が三,四三九組合(一〇%)である。六月に開催した組合の総組合数に対する割合を産業分類別に見れば商業が第一位で商業の総組合数一,二九三組合中四八九組合は六月に開催しその割合は三七・八%である。次がガス電気水道業(三五・八%),鉱業(三五・四%),公務及び団体(三三・四%),製造工業(三二・七%),が比較的多い。

職場大会を昭和二三年上半期中に開催した組合は一八,九六五組合で総組合数の五六・〇%でこのうち職務時間中に開催した回数は四〇,三二四回で総開催回数一一三,九二二回の三五・四%に相当している。平均開催回数はほぼ六回である。開催回数を産業別に見るとガス電気水道業の八・八回が最高で次いで自由業六・五回鉱業,製造工業の六・三回が比較的多い産業である。

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第一節 戦後労働組合の發展過程

二、労働組合の現状

2 労働組合連合団体

昭和二三年六月末現在の全国的団体は日本労働組合総同盟、日本産業別労働組合会議、及び日本労働組合会議の外中立産業別全国組合及び団体五九団体である。そしてその組織別分布をみると、総同盟が全組合員数の一四%、産別が一八・五%、日労会議が〇・七%、その他全国組合が五九・四%となっており、中立組合の比重が圧倒的に高くなっている。

日本労働組合総同盟の構成団体員数は九二〇、七六一人で直接加盟している組合の構成は全国組合の一組合(組合員総数六八一、一〇五人)地方的組合一組合(組合員数三、一六三人)府縣連合会の三七団体(府縣連合会のみを通じて加入している組合員数二二九、二九八人)及び直接本部に加盟して単位労働組合三八組合(組合員数七、一九五人)である。

日本産業別労働組合会議の構成団体員数は一、二一一、四二三人で直接加盟している組合の構成は全国組合一七組合(組合員数一、二〇〇、一六四人)の外中立全国組合の傘下組合が加盟している二組合(組合員数一一、二五九人)である。

日本労働組合会議の組合員数は四六、八〇二人でその構成組合は地方的以下の四団体(組合員数四六、七八三人)の外に単産加盟一組合(組合員数一九人)である。

中立産業別全国組合の団体は五九団体にして総組合員数三、八八一、一九〇人である。

全国組合以外の団体は企業別、全国的組合四七組合にして総組合員数二七七、〇三二九人地方的団体及び組合二一四団体府縣的団体及び組合一九八団体、地区的団体及び組合三八六団体がある。全国官公廨労働組合協議会は直接加盟団体組合員数二、一〇八、七七五人である。

次ぎに結成年別組織状況についていえば、二三年六月末現在の全国組合(総同盟本部、産別本部、日労本部を除く以下同じ)八六団体を結成年別に見ると二二年上半期が最も多いその詳細は次の通りである。

二三年上半期 一五団体 二二年下半期 一六団体 二二年上半期 二一団体 二一年上半期 一四団体 二〇年 三団体
また全国組合八六団体を企業及び産業に分類してみると企業別組合は官業七組合構成組合員数一、三〇三、九四四人であり官業以外の組合は一〇組合構成組合員数一四六、一六三人である。

産業別団体は官業四団体構成組合員数八七二、二〇三人であり官業以外六五団体で構成組合員数三、四二三、九六二人である。

組合費

六月一ヵ月分の全国組合の総組合費は記入拒否組合二団体以外の八四団体の総金額は、三三、五一八、一九二円であつて平均一団体当り三九九、〇一・一六円で構成、一団体当り納入金は六円一銭で昭和二二年一二月末調査の約一、六八倍である。

総同盟 産業別 日労働会議 企業別全国的組合及 び地域的組合 その他の全国組合	
一三、〇九四 一五、六四七 一四九 四、六四四 三六六	傘下組合数
三、八八一、一九〇 四七三、七七八 四六、八〇二 一、二一一、四二三 九二〇、七六一人	構成組合員数
五九・四 七・三 〇・七 一八・五 一四・一%	全組合員数に 對する比率

組織別に見ると官業の企業別団体は一団体平均一、六六一、五八七円、一組合員平均納入金八円九〇銭他の企業団体は一団体平均一四一、九〇四円で一組合員あたり納入金九円七一銭である。

官業の産業別団体は一団体平均一、三八八、〇六一円構成一組合員平均納入金六円三七銭その他産業別関係一団体平均二三六、七五八円で構成一組合平均納入金四円五八銭である。

組合専任事務者

不明の団体二一団体及び組合専任事務者をおかない団体が二団体を除いた七三団体について見ると専任役員は一二九人専任職員五八七人で一団体平均専任者は一〇人で組合員数に対しては六、七〇六人の組合員に対して一人の割合である。

附帯事業

全国組合の八六団体の有する附帯事業の数を挙げれば次の通りである。

協同組合 三 共済組合 六 労働学校 二 病院 一会館 四

組合事務所

全国組合八六団体のうち組合事務所を有する団体は七七団体で総団体数の八九・六%を占めている。このうち事務所費を団体が負擔しているものは五六団体であり、使用者が負擔している団体が二一団体で組合負擔と使用者負持の割合は大約一〇対四で單位組合の二対九に比べて逆になっている。

教育活動状況

全国組合の教育活動状況は刊行物による教育が最も活撥であり労働学校に出席状況其の他の教育状況は僅少である。刊行物による教育を新聞、機関紙、壁新聞及び其の他の刊行物に区分してみると新聞を發行している。団体は一二団体(一四%)で二三一、六〇〇部發行している。一団体当り平均發行部数は約一九、三〇〇部である。新聞發行の時期別状況は次の通りである。

不 定 期	年 刊	季 刊	月 刊	旬 刊	週 刊	日 刊	發 行 時 期
一	一	一	六	四	一	一	團 体 数
三〇、〇〇〇部			一六八、〇〇〇部		二七、〇〇〇部	六、六〇〇部	發 行 部 数
三〇、〇〇〇部			二八、〇〇〇部		六、七五〇部	六、六〇〇部	一 團 体 当 り 發 行 部 数
二〇人			〇・三人		八人	五七人	一 組 部 合 に 員 對 数

機関誌を発行する団体は四九団体にして刊行物による教育活動中最も活撥であつて全団体数の五七%を占めて居り、その総発行部数は六一八、六五〇部で一団体当り平均発行部数は約一二〇、六〇〇部である。発行時期別に見れば次の通りである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第二節 熾烈化した戦後の労働争議

一、戦後労働争議の一般的推移

1 終戦、十月攻勢、二・一スト

「遠く満州事変以後官憲の労働運動に対する弾圧は次第に強化され、産業報国会の発足によつて、労働組合運動は殆んど後をたち、労働争議は表面的には全く皆無の状態に陥つた。

八月一五日のポツダム宣言の受諾、それに基く産報の解散、治安維持法、豫防犯禁法等の撤廃、共産黨員その他の政治犯の釈放等の過去の制約の打破、更に二一年上申期における組合法の成立等の措置により、労働組合は嵐のような勢で組織され、二〇年一〇月一七日に開始された讀賣争議を先頭とし、労働争議も非常な勢で拡つて行つた。しかし最初の争議はインフレーションの昂進に対する賃金の引上げ、或いは組合承認を主とし、それも各単位組合の職場内における個別的、分散的な闘争、で相互の連絡は殆んどない孤立的な経済闘争の範囲を出ないものであつた。しかし当時の資本側は敗戦の衝撃により立遅れ、労働争議は多く労働者側に有利に解決される状況であつた。勿論資本を総体としてとらえた場合は終戦後継続されたインフレーション政策は労働者の賃上げを直に無効にし、膨大な軍需資材の退蔵による利益は資本総体を有利な立場においていた。

労働争議が組織的、計画的になつてきたのは、六月に準備会を開き八月に結成された産別会議、二〇年一一月逸早く準備会を開き、二回に亘る拡大中央委員会を経て同じく八月結成された総同盟がその結成への動きを示し、各単位組合の連繫に乗り出した頃である。この間資本側も二月一六日の金融措置によつて、経済再建の決意を示し出し、資本家の生産サボを理由として廣汎に組合側により採用され出した生産管理に対し、六月の社会秩序維持に関する声明によりこれを違法と断じ、次第に立直りの気配を示し始めた。このような労働組合の全国的組織への結集、資本家側の反攻の氣運が頂点に達し、そこに開始されたのが産別の一〇月攻勢である。

この以前から争議参加人員は終戦以後漸次増加の傾向を辿り、二一年九月には人員整理反対、完全雇用を主たる要求とする国鉄、及び海員争議を主として争議参加人員は六五万徐に上り、これに対し産別一〇月攻勢の一〇月の参加人員は二九万餘でその規模は約半分に過ぎなかつた。しかし一〇月攻勢の特色は争議が同盟罷業に集中したことに在り、その参加人員では終戦後初めて一〇万人台を突破する一九万弱を示し、九月を一一倍以上上廻り、更に労働損失日数では終戦以來九月までに失われた総労働日数に数倍する二四一万日の労働日数が喪失された。この損失日数は一カ月の数字としては終戦以來今日まで最大のもので、産別の一〇月攻勢がいかに集中的に廣汎に行われたかを示している。今その争議の主要なもののみをあげると全日本電工傘下の東芝労組連合会、日本新聞放送労組、全炭北海道支部協議会、日映演、電産等で、労調法がその施行期日を繰上げ一〇月一三日に施行されるに到つたのも一〇月攻勢の烈しさを物語っている。この一〇月攻勢に當つて齋別が掲げたスローガンは、一、クビキリ反対、完全雇用の実現、生産復興は人民の手で、一、産業別統一的団体協約の確保、労調法の撤回、罷業権の確立、一、吉田クビキリ内閣の即時打倒、一、最低賃金制の確立、一、最高拘束八時間(坑内六時間)一、勤労所得税廃止、一、失業保険、社会保険の制定等で、その要求が政治的社会的な指向を示していることをはつきり看取し得るのである。この一〇月争議は人員整理の撤回、団体協約の締結等でかなり労働者側に有利に解決され、その後の組合運動の基礎をつくり上げたことは否めない。

一一月に入ると争議は漸減し、一〇月攻勢は終熄に向つたが、これに代つて新しく登場したのが、二三年八月公務員の団体交渉権、争議権が禁止せられるまで労働争議の主動的役割を果たした全官公廳争議である。一一月下旬全通、国鉄、全公連、全官公職員労協、全教組等は最低賃金制の確立、越年資金の支給を中心として数項目の要求を各所管大臣に提出したが、それは多く妥結に到らず、この個壮的争議は一二月初、全官公廳共同

闘争委員会が組織され、各組合が共同して交渉に当るに到つた。

しかし数項目に互る要求は越年資金の一部支給を除いて容れられず二二年一月中旬には最後の要求の提出があり、遂に二月一日のストが宣言されるに到つた、いまその要求の主なものをあげると、一、最低基本給の確立、一、労働協約即時締結、一、すべての差別待遇撤廃、一、努調法撤廃、一、勤労所得税撤廃、一、不当クビキリ反対等で一〇月の産別のスローガンと共に極度に政治的色彩を有するものであつた。しかも参加組合は一三組合に及び官公廳関係労働者の殆んど大部分が動員され、参加人員はこの官公廳箠議を中心として、二一年一二月には初めて百万を突破し、二二年二月には二一一万餘に達するに到つた。しかしこの箠議はスト突入直前のマッカーサー元帥の声明により阻止され、共闘委員会の解体、その後の個別的な折衝へと移行し二月末には概ね平和的な妥結が行われた。

この二・一ストまでは戦後の労働争議の第一期が劃されるもので、終戦直後の無秩序の中で個別的分散的な経済的要求が次第に政治的社会的方向へ大きく組織されそれが最も尖鋭に現われたのが産別の一〇月攻勢、そして二・一ストであつたわけである。しかしこの方向はあまりに政治的であり、日本の特殊情勢を無視した強引すぎる方向であつたといえよう。二・一ストの中止を契機として、日本の労働争議は暫らく鎮静期を迎えた。

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第二節 熾烈化した戦後の労働争議

一、戦後労働争議の一般的推移

2 鎮静から三月闘争へ

二二年三月以後二・一ストに対する各方面の批判及び組合の自己反省の機会が到来し、三月以後争議は漸減し、殊に六月、七月、八月には争議参加人員は一〇万人を割る状態を維持し、争議は非常に小規模なものに限られるに到つた。当時の経済情勢は、インフレーションの昂進、食糧事情の悪化等一層深刻化したにも拘らず、二・一スト後の組合の自己批判と、六月に成立した片山内閣への期待がこのような状態をもたらしたものである。しかし七月八月に入ると食糧欠配の拡大、一八〇〇円ベースによる業種別平均賃金の策定等に対する不満の声が高まり労働争議は再び拡大の兆を見せ始めた。この先頭に立つたのは二・一ストに引続き再び全官公廨職員であつたが、この際の要求は二・一ストと同様な行爲であるとの誤解を避けるため、各組合の個別的折衝に終始した。その先頭に立つたのが全通であり、その争議は第一にカロリー計算に基く理論生計費によつて最低賃金を要求したこと、第二に短期的な地域争議行爲を主としたことにおいて新しい傾向を示した。最低賃金の要求は政府の容れるところとならず二三年一月に設置された臨時給與委員会にその決定が委ねられ、二・八カ月の生活補給金の支出の承認によつて争議は二三年にもち越された。給與委員会は二、九二〇円の新給與ベースを答申したが、国鉄を除く各労組は承認せず、この間労働法規の改正が伝えられるに及んで、組合側の態度は硬化し、集團欠勤、一斉賜暇等の方法により争議行爲が継続された。

○・八カ月の補給金の財源問題から退陣した片山内閣に代つて芦田内閣が成立し、三月正式に二九二〇円が政府によつて承認されたが、組合側は新に新生活補給金七、八〇〇円を要求し、その絶対額のみならず、その支拂方法についても政府側の職階制を中心とする能率給的給與体系と組合側の最低賃金に基く生活給的給與体系は対立し、先頭に立つていた全通では三月三十一日を期し一斉ストの態勢を備えるに到つた。

争議参加人員からみると二二年九月百万を再び上廻り、それ以後漸次増加し二二年三月には二三七万という終戦後最大の参加人員を示した。更にその形態についてみると争議行爲を伴わないものが大部分を占めている点は二・一ストの場合と同様であるが、争議行爲を伴つたものの中で同盟怠業が最大数を示しているのがこの三月争議の特徴である。しかしこの争議は「全国スト及び地域ストは二・一ストの中止勧告に抵触する」旨のマーカット経済科学局長の覚書により四月に入つて一應の終熄をみせたのである。

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第二節 熾烈化した戦後の労働争議

一、戦後労働争議の一般的推移

3 ポツダム政令から一一月闘争、九原則

三月闘争終了後争議は再び鎮静期に入るように見え、争議参加人口員も再び減少の傾向を維持したが、二・一スト後に比して争議参加人員は相当高位を維持し、更に官公廨関係組合はその後新連動方針に基き、新しく国鉄の復帰をみて、六月最低賃金制要求、人員整理反対等の六項目の要求を提出し、これと産別等組合との提携により、地域闘争の一層の徹底による新しい闘争が展開される形勢に在った。ここに提出されたのが七月二日マ元帥から芦田首相あてに送られた公務員の罷業禁止に関する書簡である。この書簡に基き、八月政令が公布され、ここに官公職員の争議には大幅な制限が課され、新しい情勢が展開された。その直後官公組合の先頭にあつた国鉄、全通は非常宣言を發し各地に職場離脱が相次ぎ、これは八月同盟急業参加人員が一四万餘を算し、終戦後最大数を示したことに現われたが、それも間もなく終熄し、ここに二・一スト以來争議の先頭に在った官公労組の争議は一應表面からその姿を消すに到つた。

かくて五月以後争議参加人員は五〇万以下の線に落ち付き七月、八月、九月と一應安定の状態を示したが、一〇月一二月には再び大きな盛り上りを見せ始めた。この争議は二一年一〇月の産別攻勢に続き、再び民間労組を中心とするものであつたが、両時期間の客観的な政治経済情勢の変化は、争議の解決を長びかせ、更に争議戦術も、二四時間スト、地域スト、波状スト等の方向へ変化し、その要求も高度に経済的要求を中心とするものであつた。中心となつたものは電産炭鉱、全鉱連、私鉄、全織、鉄鋼、機器、海員等の基幹産業部門で、二二年後半から行われていた傾斜生産の効果が現われ、日本の生産活動が次第に上昇し始めた際にこれらの基幹産業部門で大規模な争議が起つたことは、日本経済再建のコースに暗影を投げかけるものであつた。殊にその要求が経済的要求を中心とするものであつても、赤字融資、補給金、物價改訂の問題とからんで、二三年後半からとられ出した経済における合理性の回復への方向と矛盾する点で、この争議は経済的政策の根本に触れる問題を提起したものといつてよい。一一月に内示された所謂経済三原則との衝突という点でこの争議は経済的要求の中に政治的要求を内包していたのである。しかしそれ故にこそこの争議の解決は困難を極め、一一月に多くの争議が同盟罷業という形態で集中されたにも拘らず、解決されず殆んど全部が一二月に持ち越された。一一月の争議参加人員は一三九万人であつたがその形態別の状況をみると約五割の六五万が争議行為を件うものであり、しかもその九割強の大部分が同盟罷業に集中したことにこの争議の特色を知ることが出来る。殊に同盟罷業の参加人員は二三年三月に続く数を示したが、損失日数においては争議が短期的、地域的、波状的であつた点から、二一年一〇月の二踵一万日より遥に少い一三三万日程度に止つた。この争議に対しても一二月一九日の「九原則に関する書簡」それに続くスト中止の勧告が終止符を與え、一二月下旬には大規模な争議は殆んど停止され、勢働争議はここに全く新しい情勢を迎えるに到つた。

労働争議参加人員月別順位表

労働争議参加人員月別順位表

(21年1月～23年12月)

(参加人員の多数であつた順位による)								
	合計		争議行爲を伴うもの				争議行爲を伴わないもの	労働損失日数
		小計	同盟罷業	同盟怠業	事業管理	工場閉鎖		
1	23年3月 2,376,425	23年3月 937,171	23年3月 816,418	23年8月 143,501	21年5月 38,847	22年9月 1,837	22年2月 2,013,534	21年10月 2,412,072
2	23年4月 2,284,283	23年11月 650,460	23年11月 648,250	22年12月 122,765	21年4月 34,815	22年8月 1,485	23年4月 2,062,887	23年3月 2,134,170
3	22年2月 2,113,926	23年12月 579,595	23年12月 576,930	23年3月 116,543	21年1月 29,029	22年10月 1,391	22年1月 1,941,045	21年11月 1,508,967
(参加人員の少数であつた順位による)								
1	21年6月 33,554	22年5月 7,774	22年5月 5,375	21年3月 1,920	23年10月 67	23年2月 54	21年3月 1,920	21年1月 21,527
2	21年2月 35,153	22年4月 10,722	21年1月 6,142	21年1月 4,653	22年6月 401	23年7月 107	21年1月 4,653	21年6月 38,815
3	21年7月 37,233	22年6月 16,172	21年2月 6,523	21年2月 5,671	23年8月 402	22年5月 124	21年2月 5,071	21年2月 45,021

註 各月の発生争議参加人員に繰越争議参加人員を加えたものである。

労働争議件数及び争議参加人員

労働争議件数及び争議参加人員

	合計		争議行爲を伴ふもの								争議行爲を伴なわざるもの		同盟罷業及工場閉鎖による労働損失日数			
	小計		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理		件数 参加人員		参加人員	損失日数		
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員				
21年																
1-3月	211	146,554	167	138,237	78	60,960	24	18,902	13	1,420	52	56,955	44	8,317	66,967	346,993
4-6月	242	112,243	204	95,820	90	27,063	16	3,295	11	932	93	64,530	38	16,423	33,662	225,898
7-9月	285	691,476	259	155,678	135	102,491	56	26,925	19	1,592	47	24,670	26	544,798	126,696	1,152,935
10-12月	328	1,817,047	305	291,076	197	249,783	41	27,252	22	2,143	45	11,898	23	1,525,967	332,178	4,189,487
計	920	2,722,582	810	634,983	454	414,875	130	75,069	56	4,470	170	140,569	110	2,087,599	559,503	5,915,313
22年																
1-3月	279	2,163,586	225	85,117	133	67,832	30	5,474	19	1,040	43	10,771	54	2,078,469	97,841	2,320,797
4-6月	193	272,516	122	28,813	63	20,330	25	5,309	14	722	20	2,479	71	243,703	30,778	344,998
7-9月	380	1,220,127	250	117,689	125	78,259	61	23,842	37	3,250	27	2,738	130	1,102,938	100,863	1,426,607
10-12月	360	2,064,626	188	128,573	88	91,370	38	33,280	31	2,139	31	1,784	172	1,896,053	168,740	1,873,838
計	1,036	4,525,018	684	404,949	369	202,552	142	172,550	80	5,808	93	24,039	352	4,120,069	398,222	5,966,240
23年																
1-3月	336	3,272,246	166	1,032,453	92	909,432	28	117,947	20	1,097	26	1,977	170	2,239,793	926,531	2,538,517
4-6月	355	2,930,872	197	810,322	124	682,473	30	123,135	19	781	22	3,933	158	2,120,550	687,191	1,082,221
7-9月	398	454,179	227	262,235	159	101,463	48	158,415	11	563	9	1,794	171	191,944	204,775	759,856
10-12月	414	1,578,477	196	705,881	147	700,822	24	3,465	20	1,404	5	190	218	872,996	1,437,340	2,611,637
計	1,140	5,721,099	669	2,708,387	460	2,309,220	112	391,780	55	2,736	42	4,651	471	3,012,712	3,255,837	6,992,231

註 各四半期の最初の月に繰越された争議及び各月発生の争議を含む

註 各四半期の最初の月に繰越された箚議及び各月発生の箚議を含む

かくて終戦以來迂餘曲折を経て一〇月攻勢,二・一スト,三月攻勢,一一月攻勢と四つの波の中に質的变化を遂げてきた労働箚議は,二四年一月以後全くの鎮静状態に入りつつある。この鎮静状態が過去の如く次の大規模争議への準備期でないことは確であるが,しかしまた労働運動の完全な安定状態を意味するものでないことも確であろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動

第二節 熾烈化した戦後の労働争議

二、要求事項別の推移

労働争議に現われた要求事項別争議件数の動きをみると、戦後一貫して最大の比率を占めているのは賃金及び諸手当に関する要求で、しかも累年増加の傾向を辿り、二二年二三年には全体の件数の五〇%強を占めている。これはいうまでもなく戦後の労働争議が、インフレーションの進行からの労働者の生活擁護にその基本を有していることを示すものである。これは賃金要求中でも賃金増額要求が六割乃至七割を占めていることから明かである。別に賃金手当関係要求の中で注目されるのは、賃金支拂に関する要求が二一年、二三年、二二年三八件、二四年九三件と次第に増大しつつあることで、殊に二三年下半期以後この傾向が顕著であり、企業の合理化、金融引締めに伴い金づまりが、一般化するとともに賃金遅拂いが漸次廣がりつつあることを物語っている。この傾向は今後九原則の実施に伴つて一脊廣汎になる可能性をもっている。

次に大きな比重を占めるのは経営及び人事に関する要求であり、二一年以降漸次その比重を減じつつはあるが、依然一五%程度を占めている。但しその中で経営参加要求が減少の傾向が顕著であるのに対し、解雇反対又は解雇者の、復職要求が増大しつつあることは大いに注目される。これは一方では資本主義企業の自主性が次第に回復され始め、他方ではそれに伴つて戦争、インフレーションによつて不健全な要素を多く含んでいた各企業が経済の正常化に伴つて企業合理化を遂行し始め、人員整理が次第に重要問題化し始めたことを物語っている。この点は賃金支拂い要求が漸次増大しつつある点と照應するものである。

それに続くものは労働協約に関する要求で、三年を通じて一〇%強を維持しているが、労働協約の締結が常に組合にとって重要問題であることを示すものである。但しこの協約の内容については戦後の労働運動をとりまく環境の変化に応じて疼くの変化が行われているものと思われる。

その他の要求で注目されるのは労働条件に関する要求が非常な減少を示してきていることであり、労働条件の項で述べた如く、労働者の種々な要求の中で、労働時間を中心とする要求が最も早期に解決されたことを現わしている。

要求事項別争議件数

	21年				22年				23年			
	1月-6月		7月-12月		1月-6月		7月-12月		1月-6月		7月-12月	
	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比	實数	百分比
組合に関する要求	13	0.8	4	0.3	7	1.0	2	0.2	3	0.3	—	—
労働協約に関する要求	122	7.3	203	12.9	94	13.1	109	10.2	125	10.9	82	9.9
賃金に関する要求	619	37.2	656	41.8	356	49.5	585	54.7	577	50.3	533	64.2
賃金増額	322	19.4	353	22.5	191	26.6	296	24.9	308	26.9	307	37.0
賃金減額反対	5	0.3	4	0.3	1	0.1	0	0	5	0.4	4	0.5
賃金支拂	9	0.5	14	0.9	11	1.5	27	2.5	42	3.7	51	6.1
その他賃金に関する要求	31	1.9	38	2.4	12	1.7	17	1.6	19	1.7	20	2.4
諸手当に関する要求	252	15.1	247	15.7	141	19.6	245	22.9	203	17.7	151	18.2
労働条件に関する要求	263	15.8	162	10.3	47	6.5	45	4.2	29	2.5	12	1.6
労働時間	126	7.6	77	4.9	24	3.3	18	1.7	15	1.3	2	0.2
その他の労働条件	137	8.2	85	5.4	23	3.2	27	2.5	14	1.2	10	1.2
経営に関する要求	427	25.7	313	19.9	110	15.3	140	13.1	202	17.6	104	12.5
経営参加要求	122	7.3	56	3.6	20	2.8	10	0.9	16	1.3	2	0.2
経営に関する要求	63	3.8	51	3.3	21	2.9	43	4.0	59	5.1	20	2.4
企業合理化反対	64	3.9	118	7.5	48	6.7	65	6.1	101	8.8	78	9.4
其他人事に関する要求	178	10.7	88	5.6	21	2.9	22	2.1	26	2.3	4	0.5
福利厚生	77	4.6	33	2.1	13	1.8	12	1.1	15	1.3	8	1.0
その他	143	8.6	200	12.7	92	12.8	176	16.5	196	17.1	91	11.0
合計	1664	100	1571	100	719	100	1069	100	1147	100	830	100

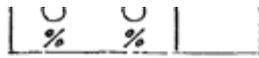
註 各月発生 of 争議件数である。

かくて労働条件、経営及び人事の要求が減少すると共に、従来それらに向けられていた要求がすべて賃金、諸手当等労働者の収入増加、生活の向上の方面の要求に次第に轉化し始めたことが推論されるが、一方では賃金支拂、解雇反対等、二三年下期から進行し始めた経済再建の進行が新しい問題を労働者に投げかけつつあることを注目しなければならない。他の要求を積極的なものとするれば、これらの要求は消極的防衛的な要求といえるもので、戦後二・一ストの頃までの組合側の積極的な闘争と資本家側の立遅れという現象が漸次逆轉しつつある事実を示すものと思われる。この点は解決状況別の働きにも明瞭に現われている。

第九章 飛躍的發展を辿る労働運動
 第二節 熾烈化した戦後の労働争議
 三、解決状況別の推移

争議の解決状況については、継続的な統計を欠くが、比較し得る二一年と二三年についてみるとそこに次のような顕著な相違がみられる。

註 二三年は七―九月を除く	二 三 年	二 一 年	
	一七%	四三%	貫 徹
	七〇%	四九%	妥 協
	一一%	八%	不 貫 徹
	二%	〇	不 明
	一〇〇	一〇〇	計



二一年に比し,二三年は貫徹が激減し,妥協が激増,不貫徹も僅かではあるが増加している。これは労働組合運動をとりまく政治経済社会情勢の漸次的変化,そしてそれに裏付けられた労資関係の轉換が各企業内部でそして国民経済総体についても進行しつつあることを明瞭に示すものである。

(完)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare